

○松山広域福祉施設事務組合職員の職名に関する規則

制 定 平成 11 年 12 月 27 日規則第 8 号
改 正 平成 13 年 4 月 1 日規則第 4 号
平成 14 年 3 月 25 日規則第 1 号
平成 19 年 3 月 29 日規則第 2 号
令和 2 年 3 月 31 日規則第 1 号
令和 7 年 3 月 14 日規則第 1 号

松山広域福祉施設事務組合職員の職名に関する規則（昭和 52 年規則第 2 号）の全部を改正する。

（総則）

第 1 条 一般職の職員（以下「職員」という。）の職名に関しては、別に定めがある場合のほか、この規則の定めるところによる。

（職名の種類）

第 2 条 職員には、身分上の職名及び職種上の職名を付与するものとする。

（身分上の職名）

第 3 条 身分上の職名は、事務職員、技術職員及び労務職員とする。

（職種上の職名）

第 4 条 職種上の職名は、次のとおりとする。

（1）事務職員 主事

（2）技術職員 医師、管理栄養士、栄養士、理学療法士、看護師、准看護師

（3）労務職員 介護員、介助員、用務員、調理員

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員をいう。）の職種上の職名は、その職種を表示する名称とすることができる。

（補職名）

第 5 条 職員の補職名は、次のとおりとする。

事務局長、事務局次長、施設長、主幹、副主幹、主査、主任、介護長

2 職名に関し法令その他に特別の定めがあるもので、特に必要と認められるものについては、この規則に規定する職名及び補職名に併せ用いることができる。

付 則（平成 11 年 12 月 27 日規則第 8 号）

1 この規則は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際、現に付則別表第 1 及び付則別表第 2 の左欄に掲げる職名及び補職名を有する職員は、特に辞令の交付を受ける者を除き、それぞれの表の右欄に掲げる職名及び補職名に変更する。

付則別表第 1

新たな職名の適用を受けることとなる職員の職名の読替表

従前の規定による職名		変更される職名	
事務吏員	主事（１級，２級，３級，４級，５級，６級）	事務吏員	主事
技術吏員	栄養士（１級，２級）	技術吏員	栄養士
	看護婦（１級，２級）		看護婦
	准看護婦（１級）		准看護婦
技術職員	栄養士（３級）	技術職員	栄養士
	准看護婦（２級）		准看護婦
労務職員	寮母（１級，２級，３級）	労務職員	寮母
	介助員（１級，２級，３級）		介助員
	用務員（１級，２級，３級）		用務員
	調理員（１級，２級，３級）		調理員

付則別表第 2

新たな補職名の適用を受けることとなる職員の補職名の読替表

従前の規定による職名	変更される補職名
主幹	専門監
主幹補	副主幹
主任	副主幹
	主査
	主任

備考 変更される補職名が２以上ある場合にあっては、松山市職員給与条例の一部改正する条例（平成 11 年条例第 32 号）付則別表第 1 に掲げる職務の級に対応する補職名とする。

付 則（平成 13 年 4 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 3 月 25 日規則第 1 号）

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に次の各号に掲げる職名を有する職員の職名については、特に辞令の交付を受けるものを除き、それぞれ当該各号の職名に変更する。

(1) 看護婦 看護師

(2) 准看護婦 准看護師

(3) 寮母 介護員

- 3 この規則の施行の際、現に旧規則に基づく寮母長の補職名を有する職員の補職名については、特に辞令の交付を受けるものを除き、新規則に基づく介護長の補職名に変更する。

付 則（平成19年3月29日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月31日規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月14日規則第1号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。